

「お知らせ」一覧【R8.10.1更新】

- 建設DXの推進について
- 週休2日を含めた多様な働き方の推進について
- 総合評価方式における工事成績評定点の取扱いについて
- 中東情勢の変化によるナフサを由来とする建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について
- 建設工事の低入札価格調査制度等の改正について
- 工事費内訳書の取扱いについて
- 総合評価方式における自己採点方式の本格実施について
- 建設発生土の取扱いの改正について
- 技能労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い
- 雇用関係確認書類について
- 入札参加資格確認資料及び技術提案資料の様式変更について（お知らせ）
- 事業者等からの不当な働きかけ等の報告・公表制度について

※過去のお知らせは山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23407.html>

建設 DX の推進について（お知らせ）

令和 8 年 1 0 月
山口県土木建築部

建設 DX の更なる推進を図るため、令和 8 年 1 0 月から下記項目について発注者指定型の適用を拡大しますので、お知らせします。

1 発注者指定型の対象工種の拡大

(1) ICT 活用工事

・植生工事※1・吹付工事※2・吹付法枠工事（I C T 法面工）

※1 植生工事：植生基材吹付、客土吹付

※2 吹付工事：コンクリート吹付、モルタル吹付

2 適用基準日

令和 8 年 1 0 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

3 その他

詳細は、技術管理課ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23398.html>

（ 組織から探す > 土木建築部 > 技術管理課 > ICT 活用工事 ）

週休 2 日を含めた多様な働き方の推進について

令和 8 年 9 月
山口県土木建築部

本県では、建設業の働き方改革を推進するため、平成 30 年 5 月から週休 2 日モデル工事の試行運用を開始し、建設現場における休日確保に向けた取組を進めてきたところです。

こうした中、国においては、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指し、その支援を行うこととしています。

ついては、これまでの週休 2 日工事の取組状況や国の動向を踏まえ、令和 8 年 10 月以降の工事について、下記のとおり「週休 2 日工事の実施要領」を改定することとしますのでお知らせします。

記

1 週休 2 日工事の実施要領の改定 (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>)

- ・週休 2 日の取得に要する費用の計上を終了する。(港湾・空港工事を除く)
- ・「月単位」の指定発注をとりやめ、「完全週休 2 日・月単位・通期」のいずれかに取り組むものとする。
- ・契約後の協議の実施や、完了後の「実施工程表」の提出を求めない。ただし、工事成績評定のため、提示は求める。(港湾・空港工事を除く)
- ・官公庁の休日に作業を行う場合は、事前に発注者に連絡することを明記する。
- ・港湾工事における起算日の考え方（実施工程表の作成方法）を土木工事と統一する。

2 多様な働き方の推進

(1) 気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方の推進

受注者は、夏季作業（5～9 月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として実施可能な措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

- ・猛暑対策として実施可能な措置

- ①現場環境改善費の計上
- ②現場管理費の補正
- ③施工時間の変更
- ④工期の変更

(2) ICT・DX 等を活用した効率的な働き方の推進

対面にとらわれない新たな働き方の定着やデジタルを使いこなせる人材の育成に向けて「山口県建設 DX 推進計画」に基づく取組を推進

以 上

総合評価方式における工事成績評定点の 取扱いについて（お知らせ）

令和 8 年 6 月 11 日
山 口 県

総合評価方式で評価対象としている工事成績評定点について、令和8年7月1日以降に公告する工事については下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 評価の対象となる工事成績評定点※¹

(1)土木関係工事※²

土木建築部（建築指導課及び住宅課を除く。）、農林水産部及び企業局が発注した工事のうち、令和6・7年度に完成した工事における業種別の工事成績評定点の平均点とします。

ただし、令和6・7年度に当該業種の工事成績評定点を有していない場合は、令和2年度から令和5年度の間に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。

なお、令和3年3月31日以前に入札公告又は指名通知を行い、災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したもの及び維持管理工事等のうち出来形、品質又は出来ばえを評価できないものは、原則として平均点算定の対象としていません。

(2)建築関係工事※²

土木建築部、農林水産部及び企業局が発注した工事のうち、令和4年度から令和7年度までの間に完成した建築関係工事における業種別の工事成績評定点の平均点とします。

ただし、令和4年度から令和7年度までの間に当該業種の工事成績評定点を有していない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した工事における工事成績評定点の平均点とします。

なお、仮設工事として発注したものは、原則として平均点算定の対象としません。

※¹ 平均点は山口県が保有する資料により算定しますが、令和2年度から令和7年度までの間に当該業種の工事成績評定点を有していない場合は、工事成績評定点の平均点を65点として取り扱います。

※² 営繕系工事として、公共建築工事の基準類等に基づき設計積算、工事監理及び成績評定を行った工事は、原則として、建築関係工事として取り扱います。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html#1>

【別紙】対象工事一覧及び平均点の確認方法

(例) 土木関係工事の場合

①、②に漏れ・誤りがないかを確認してください。

①過去6年間に完成した工事一覧
(建築関係工事は別の工事一覧を作成)

過去2年に完成した工事に○印
(建築関係工事の場合、過去4年)

【土木関係工事】総合評価における工事成績評定点対象工事一覧及び平均点

業 者 名	業種	事 務 所 名	工 事 名	場 所	請 負 金 額	着工年月日	完成年月日	検査日	評 点	工事箇所コード	過去2年分
××建設(株)	01	◎◎土木建築事務所	令和4年度一般県道◎◎線道路整備工事第1工区	〇〇市×× 地内	¥100,406,900	2023/03/01	2024/03/31	2024/02/22	81	0025099982101	○
××建設(株)	01	◎◎土木建築事務所	令和4年度●●川広域河川改修工事第6工区	〇〇市〇〇 地内	¥56,549,900	2023/04/07	2024/02/29	2024/02/14	80	0025099972106	○
××建設(株)	13	△△土木建築事務所	令和2年度一般国道□□号単独舗装工事第8工区	◎◎郡△△町□□ 地内	¥11,000,000	2020/07/03	2020/11/30	2020/11/26	81	0045099993102	
××建設(株)	13	△△土木建築事務所	平成30年度主要県道△△線道路改良工事第13工区	◎◎郡△△町□□ 地内	¥4,950,000	2019/04/04	2019/11/29	2019/11/22	80	0044309990103	
××建設(株)	05	△△土木建築事務所	平成31年度◇◇港湾湾施設改良工事第1工区	◎◎郡△△町□□ 地内	¥15,879,600	2019/07/05	2019/09/30	2019/09/23	81	0044310999111	
××建設(株)	05	△△土木建築事務所	平成29年度主要県道××××線橋梁補修(防交交付金)工事第4工区	◇◇郡××町▽▽ 地内	¥7,920,000	2018/04/13	2018/08/31	2018/08/05	79	0044290999103	
××建設(株)	13	△△土木建築事務所	平成30年度主要県道△△線(□□橋)橋梁補修(防交交付金 長寿)地方道工事第5工区	△△市◎町 地内	¥17,930,000	2018/07/30	2018/12/28	2018/12/21	76	0044309991101	
××建設(株)	01	△△土木建築事務所	平成30年度〇〇港海岸高潮対策工事第11工区	◇◇郡××町▽▽ 地先	¥35,329,800	2018/08/03	2019/02/28	2019/02/21	80	0044300888101	
××建設(株)	13	◎◎土木建築事務所	令和4年度一般県道◇◇線単独舗装補修工事第1工区	◇◇郡××町▽▽ 地内	¥11,990,000	2023/06/06	2023/09/22	2023/09/08	79	0025040876101	○
××建設(株)	13	△△土木建築事務所	令和3年度主要県道××××線単独道路改良(県道)工事第5工区	◇◇郡××町▽▽ 地内	¥12,870,000	2022/06/01	2023/01/31	2023/01/24	77	0045030998105	○
××建設(株)	13	△△土木建築事務所	令和3年度主要県道××××線(〇〇～□□)舗装補修工事第1工区	◎◎郡△△町□□ 地内	¥42,900,000	2021/10/26	2022/06/30	2022/06/23	83	0045038887103	○
××建設(株)	13	山口県◎◎農林水産事務所	ふるさと林道整備事業 林道〇〇線 令和5年度林道舗装工事 第1工区	〇〇市×× 地内	¥6,490,000	2023/08/02	2024/03/29	2024/03/14	80	2015077713101	○
××建設(株)	01	山口県△△農林水産事務所	農地整備事業(通作条件整備)◎◎地区令和元年度 橋梁補修工事	◎◎郡△△町□□ 地内	¥126,500,000	2020/10/05	2022/02/28	2022/02/13	84	2024316667108	
××建設(株)	13	山口県△△農林水産事務所	農地整備事業(耕作放棄地型)◎◎地区令和元年度 農地整備工事	◎◎郡△△町□□ 地内	¥12,210,000	2019/10/11	2021/02/01	2021/01/21	81	2024310933102	
××建設(株)	01	▲▲課	△△地区水産環境整備工事第10工区	〇〇市大字〇〇 地内	¥55,550,000	2020/04/11	2020/10/06	2020/10/05	78	3824319994109	
××建設(株)	01	▲▲課	△△地区水産環境整備工事第6工区	〇〇市大字〇〇 地内	¥65,599,600	2020/10/01	2021/03/31	2021/03/23	80	3825020002103	
◎◎建設・□□産業・××建設特定建設工事共同企業体	01	■■工業用水道事務所	●●川工業用水道建設事業導水トンネル工事第2工区	〇〇市大字〇〇 地内	¥185,570,000	2016/07/22	2020/03/27	2020/03/23	84		

土木関係工事の総合評価において使用する業種別の工事成績評定点は右下表のとおりです。本内容に疑義(対象工事の欠落、評定通知との評点相違など)がある場合は個別工事の発注機関(事務所等)まで申し出てください。

- 1 過去2年度(過去2年度に完成工事がない場合は過去6年度)に竣工し検査を受けた山口県発注工事における工事の業種別の成績評定点の平均点を示しています。

2 原則として、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が発注した工事で最終請負金額が500万円以上の工事(建築関係工事を除く)を対象としています。
ただし、令和3年3月31日までに入札公告又は指名通知を行った災害応急(一部応急、仮応急)工事及び維持管理工事等のうち、出来形、品質又は出来ばえを評価できないものは対象に含まれません。

3 共同企業体として施工された工事については、構成員各々が同じ評定点としています。(例、2社からなる共同企業体の成績評定点が79点なら、構成員2社とも79点)

4 平均評点(業種別の平均点)に有効桁の定めはありませんが、出力表示は小数第2位を切り捨て、小数第1位までとしています。【例】(平均点計算)79.954・・・⇒(表示)79.9

5 入札公告における業種(発注業種)と業種番号の関係は次のとおりです。
(01:土木一式工事、02:建築一式工事、03:大工工事、04:左官工事、05:とび・土工・コンクリート工事、06:石工事、07:屋根工事、08:電気工事、09:管工事、
10:タイル・れんが・ブロック工事、11:鋼構造物工事、12:鉄筋工事、13:舗装工事、14:しゅんせつ工事、15:板金工事、16:ガラス工事、17:塗装工事、18:防水工事、19:内装仕上工事、
20:機械器具設置工事、21:熱絶縁工事、22:電気通信工事、23:造園工事、24:さく井工事、25:建具工事、26:水道施設工事、27:消防施設工事、28:清掃施設工事、29:解体工事)

②平均点(業種別)

業種	過去2年 平均評点	過去6年 平均評点
01	80.5	
05		80.0
13	79.7	

業種05(とび・土工・コンクリート工事)は、
過去2年間に実績がないため、過去6年間の
平均点を算出

なお、業種種別と業種番号の関係は次表のとおりです。

業種 番号	業種種別	業種 番号	業種種別	業種 番号	業種種別	業種 番号	業種種別	業種 番号	業種種別	業種 番号	業種種別
01	土木一式工事	06	石工事	11	鋼構造物工事	16	ガラス工事	21	熱絶縁工事	26	水道施設工事
02	建築一式工事	07	屋根工事	12	鉄筋工事	17	塗装工事	22	電気通信工事	27	消防施設工事
03	大工工事	08	電気工事	13	舗装工事	18	防水工事	23	造園工事	28	清掃施設工事
04	左官工事	09	管工事	14	しゅんせつ工事	19	内装仕上工事	24	さく井工事	29	解体工事
05	とび・土工・コンクリート工事	10	タイル・れんが・ブロック工事	15	板金工事	20	機械器具設置工事	25	建具工事		

中東情勢の変化によるナフサを由来とする建設資材の 流通状況を踏まえた設計変更について

令和8年6月
山口県土木建築部

このことについて、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。
（例：塩化ビニル管、塗料用シンナー等）

2 設計変更の流れ

（1）受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議する。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（2）発注者は、受注者から別途調達経費に係る証明書類（見積書等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行う。

3 適用基準日

令和8年6月19日以降、入札公告又は指名通知する土木工事に適用する。

なお、令和8年6月18日以前に入札公告又は指名通知した土木工事であっても、受発注者間で個別に協議を行い適用する。

建設工事の低入札価格調査制度等の改正について（お知らせ） ～調査基準価格の設定等に用いる係数の改正～

令和 8 年 3 月
山 口 県

このたび、「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容

調査基準価格の設定（山口県低入札価格調査実施要領）及び最低制限価格の算定（山口県建設工事最低制限価格制度実施要領）に用いる係数を下記のとおり改正します。

区 分	改正前（現行）	改正後	対象工事
共通仮設費	9 / 10	10 / 10	・土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）
一般管理費等	7 / 10	7.5 / 10	・営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）
機器単体費	9.2 / 10	9.55 / 10	・土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

※直接工事費、現場管理費に用いる係数の改正はありません。

2 適用年月日

令和 8 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用します。

※要領は、山口県技術管理課のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>

工事費内訳書の取扱いについて (お知らせ)

令和 8 年 4 月
山口県土木建築部

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）」の施行を受け、令和 7 年 12 月から、入札時に材料費、労務費等が明示された工事費内訳書の提出を求めているところですが、このたび、参考②に示すとおり、工事費内訳書の記載例を一部変更したので、お知らせします。

なお、工事費内訳書の記載等に関しては、以下のとおりです。

1 工事費内訳書への材料費、労務費等の表示

入札参加者は、工事費内訳書に以下の事項を追加して表示（記載）する必要があります。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建設業退職金共済契約に係る掛金

2 発注者が行う工事費内訳書の確認・審査

- ・ 落札候補者の提出した工事費内訳書に上記事項の記載漏れがあった場合、経過措置として、当面の間、必要事項が漏れなく記載された工事費内訳書を落札決定までに追加提出していただくこととなります。
- ・ 追加提出が行われない場合や、追加提出された工事費内訳書に記載漏れがある場合は、無効入札となりますので、ご注意ください。
- ・ 今後、工事費内訳書をもとに、適正な労務費の確保に向けた調査（労務費ダンピング調査）を行う予定としています。（時期未定）

3 適用基準日

令和 8 年 4 月 1 日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用する。

※詳細は、山口県技術管理課のホームページに掲載している要領等でご確認いただけます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>

<参考①> 今回、新たに内訳書に記載すべき項目の内容

項 目	内 容
材料費 【直接工事費の内数として記載】	直接工事費に計上されるもの。主要な材料は必須とし、 <u>雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金の計上はしなくてよい</u>
労務費 【同上】	直接工事費に計上されるもの。積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を計上。 <u>市場単価方式や標準労務単価方式、その他の他材工共の施工単価は計上しなくてもよい</u>
法定福利費の事業主負担金 【現場管理費の内数として記載】	現場管理費の内数として現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出年金含む)の法定の事業主負担額
建退共制度の掛け金 【同上】	<u>建退共に加入していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上</u>
安全衛生経費 【工事原価の内数として記載】	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上(関連する費目は多岐にわたっており、下表を参考に記載)

「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）						
費用区分		主な内容		細目		
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に表示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱		
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工		
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）		
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）		
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板		
		交通規制		・ 交通誘導警備員		
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート		
		間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	
安全費	交通管理に要する費用			交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板	
				監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置	
	安全管理等に要する費用				安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣	
				作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度他） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具	
					警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函） ・ ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサ等、沈下計、傾斜計
営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用			・ 火薬庫など		
現場環境改善費				・ 照明器具、熱中症対策設備		
現場管理費	疾病・衛生対策費			・ 健康診断（一般・特殊健診）		
	安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT			

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

<参考②> 工事費内訳書の記載例

★ 指名競争入札の場合

工 事 費 内 訳 書

工 種 等	金 額 (円)
本工事費	
直接工事費	
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費計	
現場管理費	
うち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額	
うち建退共制度の掛金	
工事原価のうち安全衛生経費	
一般管理費	
工事価格	

★ 一般競争入札の場合

* 本工事費 * 内訳表

頁(-0005

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
掘削 土砂 オープンカット 押土無し 障害無し 5,000m3未満	180	m3			SFK25040001 00 単第0 -0001 表
土砂等運搬 標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離9.5km以下(7.5km超)	180	m3			SFK25040002 00 単第0 -0007 表
整地 敷均し(スレーズ) 標準(10,000m3未満) 障害無し	180	m3			SFK25040003 00 単第0 -0008 表
※※直接工事費※※					うち材料費 ○○○円 うち労務費 △△△円
共通仮設費 (率分)					
※※共通仮設費計※※					
※※純工事費※※					
現場管理費					うち法定福利費の事業主負担額 ●●●円 うち建退共制度の掛金 □□□円
※※工事原価※※					うち安全衛生経費 ■■■円

※今回追加

一般競争入札の場合において、合冊工事等で工事費内訳書が複数あるものについては、いずれかの工事費内訳書の末尾に合計した労務費等を記載してください。(以下、記載例)

直接工事費のうち、労務費	○○○ 円
直接工事費のうち、材料費	△△△ 円
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	●●● 円
現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	□□□ 円
工事原価のうち、安全衛生経費	■■■ 円

総合評価方式における『自己採点方式』の 本格実施について（お知らせ）

令和 8 年 3 月
山口県土木建築部

総合評価方式における『自己採点方式』について、簡易型を採用する工事についても本格実施することとしましたので、お知らせします。

1 対象区分

- ・特別簡易型を採用する工事：全ての工事で実施
- ・簡 易 型を採用する工事：全ての工事で実施

2 実施方法

「自己採点方式の運用について」（令和8年4月）による

3 従来方式との違い

①入札公告

- ・自己採点方式の実施工事であることを明示

②技術提案資料における様式

- ・エクセル形式の「技術提案資料提出一覧表」用いて作成
※特別簡易型：第2－1号様式、簡易型：第2－2号様式
※「総合評価（建設工事）提出様式集(2026)4.1以降」に含まれる様式を使用

③総合評価入札方式に関する評価調書（入札結果の公表資料）

- ・自己採点に基づく数値（加算点、評価値等）は★印を付記
ただし、簡易型の評価項目のうち「簡易な施工計画について」は、従来どおり発注者が評価した結果を公表します。

4 適用

令和8年4月1日以降に入札公告するもの

説明資料・総合評価提出様式集等は、技術管理課ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html#2>

（組織で探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 【工事】総合評価方式による競争入札・トップページ）

建設発生土の取扱いの改正について (お知らせ)

令和 8 年 3 月
山口県土木建築部

県土木建築部が発注する工事における建設発生土については、現場内や公共工事間の流用、一時的な仮置き等により残土発生抑制に努めることとし、やむを得ず残土が発生する場合は、関係法令に基づき、適正に残土処分を行うこととしています。

このたび、更なる適正処分を図るため、取扱いを以下のとおり改正します。

1 民間残土処理場の承諾申請について

県土木建築部の発注工事において、やむを得ず残土が発生する場合、県が定める公共残土処理場の受入対象外地域では、県が適正な搬出先として承諾した民間残土処理場を搬出先としています。

このたび、その承諾に係る申請方法・審査基準等を新たに定め、承諾を希望する民間残土処理場の管理者が、直接、県に申請を行うことが可能となりました。

◆**対象地域**：公共残土処理場の受入対象外地域（民間残土処理場対象地域）

◆**申請方法及び審査基準等**：山口県技術管理課ウェブページに掲載

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23460.html>

※従来どおり、工事の受注者を經由した申請も可能です。

※受注者の届出様式も変更しました。（上記 URL に掲載）

2 積算上の取扱い アンダーライン部が今回の改正箇所です。

区分	公共残土処理場	民間残土処理場（承諾済み）
処分費用	協定を締結した処理単価	<u>1,100円/m[※]</u>
運搬距離	実距離	上限20km (実距離により設計変更)

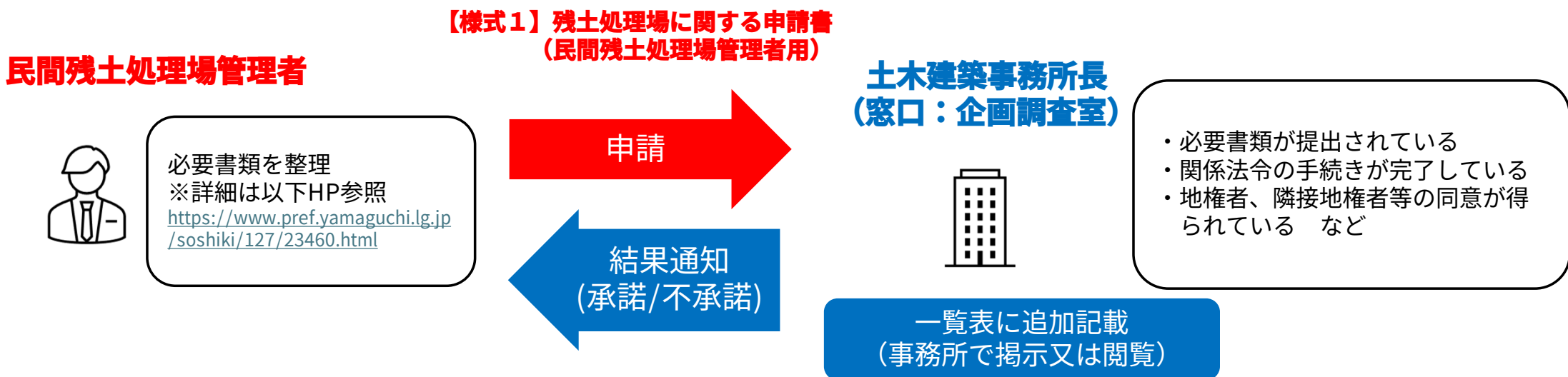
※税抜価格（捨土整正費用、捨土料、防災施設費等の全てを含みます。）

3 適用

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用します。

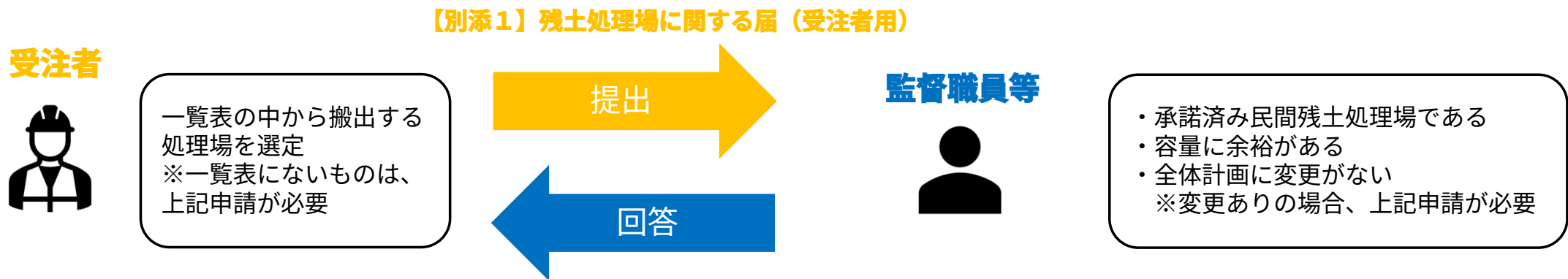
ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和8年4月1日以降、入札参加資格審査結果の通知を行う工事に適用します。

民間残土処理場の承諾申請について（R8.4.1以降）



※工事の受注者を経由した申請も可能です。

残土搬出前には、これまでどおり受注者からの届出が必要です



技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

山口県

県では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底等を図る観点から、公共工事設計労務単価について全職種平均で約7%引き上げることとし、令和8年3月から適用することとしました。

御承知のように、適正な労務費等の確保と行き渡りなどのため令和7年12月に全面施行された建設業法等改正法では、不当に低い請負代金等による契約締結の禁止や、入札金額の内訳書への労務費等の記載などが規定されました。

また、県では、「持続可能な建設産業の構築」に向け、魅力発信等による将来の県内建設産業を担う若者・女性の確保・育成や、適正な賃金水準及び週休2日の確保等による建設産業の活性化支援に取り組んでいるところです。

県としては、今後も継続して技能労働者の賃金を引き上げること、それにより公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正な利潤が確保され、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要であり、こうした処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるものと考えています。

については、引き続き下記事項への特段の配慮をいただくよう貴協会員の皆様に周知をお願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険への加入相当額を適切に含む額での下請契約の締結
- 3 下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請・社会保険への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導

【令和8年3月1日以降適用】

雇用関係確認書類について

～入札参加資格確認資料として第3－2号様式に添付する書類～

令和7年11月
山口県

マイナンバー関連法の改正に伴い、令和7年12月2日以降、現行の健康保険証を使用できなくなるため、配置予定技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認書類は、次のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、原則として確認書類については、個人情報保護のため、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出してください。

○元請との雇用関係を証する書面

番号	確認書類（証明書類）	摘要
(1)	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	・個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
(2)	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	
(3)	監理技術者資格者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの ・有効期限内のもの ・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください ・配置予定技術者の資格を証する書面として、監理技術者資格者証の写しを提出される場合には、雇用関係を証することを兼ねることができるとあります
(4)	その他上記に準ずる書類	雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、源泉徴収票 など

○マスキング例

- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し

《住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）》

令和6年 給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収額の **決定・変更** 通知書（特別徴収義務者用）

課税市町村名 ○○県○市
市町村コード

令和6年○月○日
市町村長

印

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (源泉) 付 7月分 11月分 3月分 額 8月分 12月分 4月分 9月分 1月分 5月分 変更月 月

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (源泉) 付 7月分 11月分 3月分 額 8月分 12月分 4月分 9月分 1月分 5月分 変更月 月

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (源泉) 付 7月分 11月分 3月分 額 8月分 12月分 4月分 9月分 1月分 5月分 変更月 月

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (源泉) 付 7月分 11月分 3月分 額 8月分 12月分 4月分 9月分 1月分 5月分 変更月 月

特別徴収 義務者 ○○建設 株式会社 氏名または名称 個人番号又は法人番号

- ① 『最新年度』であること
- ② 『決定』、『変更』はどちらでも可
- ③ 『特別徴収義務者用』であること
- ④ 『自治体印』が確認できること
- ⑤ 『申請者氏名』が確認できること
- ⑥ 『特別徴収義務者名』が確認できること

入札参加資格確認資料及び技術提案資料の 様式変更について（お知らせ）

令和 7 年 1 0 月
技 術 管 理 課

入札参加等に関する様式を、次のとおり変更しますので、お知らせします。

○ 建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける技術者又は営業所技術者等が職務を兼ねる技術者の配置予定の有無を確認する方法の見直し

入札に参加しようとする者が、配置技術者の兼務等を予定している場合、一般競争入札参加申請書に所定の書類（別記第 3－1 号様式、別記第 3－2 号様式、別記第 3－3 号様式）を添付する必要がありますが、その添付がなかった場合、入札参加資格の審査を公正に行うことができなくなりますので、そうした事態を防ぐため、関係する様式に欄を追加しました。

併せて、上記書類を含む入札参加資格確認書類に記載する配置技術者と、技術提案資料に記載する配置技術者は同一である必要がありますので、あらためてその周知を図るため、技術提案資料の様式に注記を追加しました。

○ 雇用関係の確認方法の見直し

現在、入札参加申請時等に、雇用関係等証明資料（直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類）として、健康保険証の貼付を求めているところです。

しかし、健康保険制度の改正に伴い、現行の健康保険証は、令和 7 年 12 月 2 日以降、使用できなくなることから、健康保険証の貼付に代えて、他の雇用関係等確認書類を添付することとし、様式を変更しました。

1 主な変更点

（1）入札参加資格確認資料

様 式 名	変 更 点
第 3－1 号様式 配置技術者の資格・工事経験調書	新たに「建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける技術者又は営業所技術者等が職務を兼ねる技術者の配置の予定」欄を追加しました。
第 3－2 号様式 配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書	従来の「健康保険被保険者証の写し」欄に代えて、新たに「雇用関係等確認書類」欄を設けました。 ※ 今後は、健康保険証の貼付に代えて、配置技術者と受注者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（雇用関係等確認書類）を添付することとなります。

○ 関連規程等

- ・ 条件付一般競争入札（事前審査方式）事務処理要領
- ・ 条件付一般競争入札（事後審査方式）事務処理要領

(2) 技術提案資料

様 式 名	変 更 点
第8－1号様式 主任（監理）技術者の資格・工事 経験	本様式に記載する配置技術者は、入札参加資格確認資料 に記載した配置技術者と同一とすることを注記（注9）に 追加しました。 ※ 技術提案資料に入札参加資格確認資料と異なる配置技術者を記載 した場合、無効入札となりますので御注意ください。
第8－2号様式 主任（監理）配置技術者に関する 資格者証添付書	令和7年12月2日から健康保険証（健康保険被保険者 証）が使用できなくなることを踏まえ、様式の名称を変更 するとともに、「健康保険被保険者証の写し」欄を削除しま した。

○ 関連規程等

- ・ 建設工事における総合評価方式による競争入札について

2 適用日

令和7年11月1日以降に入札公告する工事から適用します。

3 様式

新様式は、以下の技術管理課ウェブページに掲載しています。

●入札参加資格確認資料

ファイル名「条件付一般競争入札様式集（R7年11月1日以降適用）」

技術管理課 > 【工事】総合評価方式による競争入札・トップページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23437.html>

●技術提案資料

ファイル名「総合評価（建設工事）提出様式集(2025)11.1以降」

技術管理課 > 【工事】総合評価方式による競争入札・トップページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html>

＜参考：様式変更内容＞
①入札参加資格確認資料

第3-1号様式

配置技術者の資格・工事経験調書

商号又は名称: _____

1 配置技術者の氏名等

配置予定者の氏名	
法令による 配置資格 (該当に☑又は■)	☐ ① 建設業法第7条第2号のイ (指定学科卒業後一定年数以上の実務経験) ☐ ② 建設業法第7条第2号のロ (十年以上の実務経験) ☐ ③ 建設業法第7条第2号のハ (一級又は二級の国家資格) ※ 下請工事の金額が5,000万円 (建築一式工事の場合は8,000万円) 以上となることが見込まれる場合は以下の項目から選択してください。 ☐ ④ 建設業法第15条第2号のイ (一級の国家資格) ☐ ⑤ 建設業法第15条第2号のロ (①から③のいずれかに該当し、かつ、元請金額が4500万円以上のものについて二年以上の指導監督の実務経験) ☐ ⑥ 建設業法第15条第2号のハ (国土交通大臣が④又は⑤と同等と認定)

2 発注者が求める工事経験

発注者名	
工 事 名	(コリンズ登録番号)
契約金額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
工事の種類	
従事役職 (該当に☑又は■)	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者 ☐ 監理技術者補佐 ☐ 現場代理人 ☐ 担当技術者 ☐ その他 ()
従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事の内容 (工種・数量・規模・ 寸法・構造形式等)	

3 発注者が求める資格・免許等

保有資格等の名称	
----------	--

4 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける技術者又は営業所技術者等が職務を兼ねる技術者の配置の予定 (該当に☑又は■の上、右欄様式を添付すること。)

配置を予定している技術者	要添付書類
☐ ① 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者	別記第3-1号様式
☐ ② 専任特例2号の監理技術者	別記第3-2号様式
☐ ③ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者	別記第3-3号様式
☐ ④ ①②③の配置予定なし	(添付書類なし)

第3-2号様式

配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書

商号又は名称: _____

1 資格者証の写し

※ 縮小して貼り付けるものとする

2 監理技術者資格者証(雇用関係等証明資料を兼ねる。)

表面 ※ 縮小して貼り付ける	裏面 (監理技術者講習修了履歴が確認できること) ※ 縮小して貼り付ける
--	--

3 雇用関係等確認書類

配置技術者と受注者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(確認書類)を添付すること。(該当に☑又は■)

選択の欄	添付する確認書類
☐	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し ※個別の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
☐	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
☐	監理技術者資格者証 ※上記2に添付した資格者証で3箇月以上の雇用関係を証明できる場合は、添付不要
☐	その他上記に準ずる書類 ※雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)、源泉徴収票 など

注 1 原則として確認書類については、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等」のわかる部分、「書類の発行(交付)年月日」以外の項目はマスキングを施し、写しを添付すること。

②技術提案資料

第8-1号様式

主任（監理）技術者の資格・工事経験

商号又は名称：_____

■配置技術者

配置技術者の氏名	（ 氏 名 ）
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日（満 歳）

■資格

保 有 資 格 名	
-----------	--

■工事経験

同種工事の条件		同種工事：
工 事 経 験	工 事 名	（コリンズ登録番号）
	発 注 者 名	
	契 約 金 額	
	工 事 期	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
	工 事 の 種 類	
	従 事 役 職	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者 ☐ 監理技術者補佐 ☐ 現場代理人 ☐ 若手担当技術者 ☐ その他（ ）
	従 事 期 間	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
験	工 事 概 要	
	工機・数量 規模・寸法 構造形式等	

■添付資料

資格に関する 添付資料の添付箇所	☐ 技術従事資料第8-2号様式 ☐ 入札参加申請書第3-2号様式
経験に関する 添付資料の添付箇所	☐ 本様式 ☐ 技術従事資料 ☐ 入札参加申請書 ☐ 入札参加申請書 ☐ 第3-1号様式 ☐ 省略

注1 記載及び資料添付については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術従事資料作成の留意事項」（以下「別表2」という。）における当該評価項目の留意事項によること。

注2 「生年月日」の欄には、入札公告日時点における満年齢を記入すること。

注3 「同種工事の条件」の欄には、「別表2」の「同種工事の施工経験」で発注者が求めたものを記載し、「工事概要」の欄には、施工経験を有する工事の「同種工事の条件」に係る工機・数量が明確できるように記載すること。

注4 「工事の種類」の欄には、発注時に指定されている工機（土木・土工・電気工事、舗装工事等）を記載すること。

注5 「従事役職」の欄については、記載した工事の従事期間中に従事した役職に該当するもの全てを記入又は■とすること。

注6 入札参加申請書の第3-2号様式に、技術者の資格等を確認できる資料を添付した場合は、二重に添付する必要はない。なお、「資格に関する添付資料の添付箇所」の欄について該当するものを記入又は■とすること。

注7 コリンズ登録番号を記入の場合は配置技術者の工事経験欄で確認できる添付資料を省略できる。また、本資料の第6号様式、入札参加申請書の第2号様式又は第3-1号様式のいずれかの添付資料で、当該技術者の経験が確認できる場合は、配置技術者の工事経験欄内で確認できる添付資料を二重に添付する必要はない。なお、「経験に関する添付資料の添付箇所」の欄について該当するものを記入又は■とすること。

注8 資格、工事経験を有していない場合、「■資格」、「■工事経験」、「■添付資料」欄への記入を要しない。

注9 本様式に記載する配置技術者は、「入札参加資格保持資料」に記載の配置技術者と同一personとする。

第8-2号様式

主任（監理）技術者に関する資格者証及び~~雇用関係等証明資料~~添付書

商号又は名称： _____

1 資格証明書等の写し（監理技術者資格者証の場合は、2に添付する）

表面
※ 縮小して貼り付ける

2 監理技術者資格者証等の写し（~~雇用関係等証明資料を兼ねる。~~）

表面	裏面
※ 貼り付ける	※ 貼り付ける (監理技術者講習修了履歴が確認できること。)

2 ~~健康保険被保険者証の写し~~

表面
~~※ 貼り付ける~~ ~~※ 添付する場合、保険者番号、被保険者等記号及び番号に必ずマスキングを施すこと。~~ ~~(監理技術者資格者証で3箇月以上の雇用関係を証明できる場合は、添付不要。)~~

注1) 資料の添付については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
注2) 記載内容が判読できるものを添付すること。なお、余白部分を貼付け欄として利用してもよい。
注3) 貼り付けが困難な場合は、該当する資料の写しを本様式に重ねて添付すること。

事業者等からの不当な働きかけ等の報告・公表制度について 「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」の改正 ～ お 知 ら せ ～

令和4年5月
山 口 県

県では、建設工事等の発注事務に関し、公正性・透明性の一層の向上を図る観点から、事業者等から県職員に対して行われた「不当な働きかけ等」について、その内容を記録し、指名停止担当部局等に報告する制度を設置しています。

この度、働きかけに対するより強い抑止力とするため、制度を改正し、必要に応じて、働きかけの内容等を公表することとしました。

【制度の概要】

◆事業者等

- 入札参加資格業者等、県における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者をいいます。
- 「何らかの利害関係を有する者」には、直接的な利害関係を有する者だけでなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含みます。

◆不当な働きかけ等

- 建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為をいいます。
- 具体的には次に掲げる要求行為をいいます。
 - ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③ 非公開又は公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む)に関する情報漏えい要求行為
 - ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

◆「不当な働きかけ等」があった場合の対応

- 不当な働きかけ等について記録し、指名停止担当部局等に報告します。
- 当該記録は、山口県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となります。
- 必要に応じて、働きかけの内容等を公表します。

◆施行日

- 平成25年8月1日(令和4年5月18日改正)
※制度の詳細(山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱)については、技術管理課のホームページに掲載しています。
(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html)